

二宮町 施設管理等委託化検討・評価基準

令和3年11月

1. これまでの経緯

二宮町では、総合計画に掲げる町の将来像を実現するために、取り組むべき改革の方針を「行政改革大綱」としてとりまとめてきました。

平成 27 年に策定した「第 4 次二宮町行政改革大綱」では、人口減少、少子高齢化の進行など厳しい社会環境の中、地方への権限移譲、町民ニーズの多様化などにより求められている「様々な状況に迅速かつ的確に対応できる効率的・効果的な行政運営」を実現するために、これまでの行政改革の取り組みを踏まえつつ、

- ① 組織体制の強化
- ② 持続的な財政の確立
- ③ 多様な主体との協働

という、3つの基本方針を定めました。

そのうち、「民間委託の推進」については、昭和 62 年に策定した「第 1 次行政改革大綱」からの引き継ぎの取り組みになり、「第 4 次二宮町行政改革大綱」では、「基本方針① 組織体制の強化」の中で、次のように整理されています。

(1) 効率的な組織体制の実現

町民へのよりよいサービスの提供や多様化する課題へ対応できる時代にあった体制を確立し、職員全員が改革に取り組む姿勢を持つという意識改革と 5 S（整理、整頓、清掃、清潔、しつけ）を基本とした明るい職場づくりに努め、無駄を省き、無駄を減らして、職員一人ひとりが力を最大限発揮できる効率的な組織をつくるため、次の取り組みを実施します。

イ. アウトソーシングの推進

業務内容を見直し、コア業務と周辺業務の振り分けを行い、周辺業務について委託化や指定管理者制度の導入を推進し、雇用形態を含めた全体的な業務の見直しを図ります。あわせて人口減少に対応し、総職員数を抑制しながらも、限られた職員数で新たな課題に対する取り組みが行える体制整備を図り、政策・施策の立案に注ぐ職員の力を集めます。

具体には、「第 4 次二宮町行政改革大綱」に基づく「第 4 次二宮町行政改革推進計画」の中で、「i 業務内容の見直し」として、「業務内容を見直し、窓口の委託化や指定管理者制度の導入を推進する」ことを、窓口担当課、施設管理課において進めることとしました。

平成 31 年に策定した「第 5 次二宮町行政改革大綱」にも、引き続き民間委託等の推進を位置づけ、これまでに、平成 30 年度にふたみ記念館（管理・運営）を、令和元年度に、子育てサロン（管理・運営）、学校給食センター（調理・運搬）、町民温水プール（受付業務）、生涯学習センター（受付業務）を、令和 2 年度に町民センター（受付業務）、町立体育館（管理・運営）、町民運動場（管理・運営）をそれぞれ委託化しました。

2. 本基準の位置づけ

本基準は、町が施設管理等の委託化を推進するにあたり、統一的・総合的な観点からその是非や実施方法について判断するために策定するものです。

また、平成 27 年度以降に委託化した 8 施設について、改めて本基準に基づいた検証・評価を行うこととします。

3. 委託化等の検討・評価基準

委託化等を行うに当たっては、次の8つの視点からメリットとデメリットを整理し、別紙フロー及び検討・評価シートに基づき、総合的な評価・検討を行うこととします。

(1) 人的資源の最適化

委託化等により、民間活力を効果的に活用することによって得られた職員マンパワーをコア業務（新たな行政課題への対応、業務量が増加している部署への配置転換など）に配置することができるか。

※限られた職員数で多様化・高度化する町民ニーズの全てに行政が直接対応していくことは困難な状況にあります。したがって、民間にできることは民間に委ね、政策立案、経営企画、町が重点的に取り組むべき戦略的事業などに職員を集中させ、町民からの期待に応えていかなければなりません。

(2) 町民サービスの質の確保

民間事業者が持つ専門性や蓄積されたノウハウなどを活用し、委託により町民サービスの低下を招くことなく、町民ニーズに応じたサービスが提供できるか。

(3) 効率的な業務の遂行

民間事業者が保有する知識・技術等を活用することにより、効率的な業務遂行が期待できるか。

(4) 専門家の高度な知識・技術の活用

高度な技術・知識や資格が必要な業務は、職員対応で実施する場合、その事務量の動向により、人事管理が困難なことが予想されるため、委託化により専門知識・技術等が確保されるか。

(5) 経費の節減

民間事業者の弾力的な経営手法とノウハウ、人材などの資源を活用することで、直営と同等以下の費用で町民サービスが提供できるか。

または、直営と同等以上の費用がかかるが、増加費用に見合う、町民サービスが期待できる若しくは、正規職員の再配置により、他事業等のサービス向上や経費の削減が図れるか。

(6) 業務改善

職員による業務運営では、ベテラン職員の経験と知識に依存する傾向があります。民間委託を行う前に、公共サービスのレベルを維持し、業務の効率化、透明性を向上するため、業務マニュアルが整備されているか。

(7) 地域経済の活性化

民間委託等に伴う公共サービスの民間開放により、地域雇用の創出、地域経済の推進が図れるか。

(8) 指定管理者制度の導入検討

民間のノウハウ、創意工夫が期待できる施設等で、利用料金などにより、公共サービスの拡充を期待できるときは、指定管理者制度の導入を検討します。

○参考

施設管理委託等の導入検討は、十分な分析、効果予測に基づき、慎重に業者を選定する必要があることから、事業開始の約1年以上前から検討を開始し、各課等において、以下のフローに従い、導入の可否を検討すること。

